

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、県産木材の利用促進を図り、もって森林整備の促進と森林の多面的機能の持続的発揮に寄与することを目的に、木材利用のモデルとなる建築物の木造化・木質化、児童等が使用する木製品の導入、住宅建築用木材の生産・流通体制の構築に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、事業主体、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、事業を実施する市町村を管轄する農林事務所長（別表 事業区分1のうち茨城県外で実施する事業及び事業区分4の事業にあつては知事）（以下「所長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、所長等が別に定めるものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第4条 規則第7条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下期間)

第5条 規則第8条第1項の知事の定める申請取下の期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の内容変更等)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を所長等に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別

表の重要な変更の欄に掲げるもの以外の軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止等)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を所長等に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に終了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに書面により所長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第8条 所長等は、補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、補助金交付決定額の90パーセント以内の額を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第5号）を所長等に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止又は廃止したときを含む）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を所長等に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出する際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をした場合には、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をし、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第3項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第7号）により所長等に提出するとともに、所長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 所長等は、前条の実績報告書を受領したときは、現物、設計図書及び資材納入伝票等により速やかに検査を行うとともに、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、既に支払いを受けた補助金が前項の補助金の額の確定額を超えるときは、その超過金額について所長等の指示に従って返還するものとする。

3 所長等は、必要があると認めるときは、事業完了前であっても補助事業者立会いのう

えで随時検査を行うことができる。

(財産の管理)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 規則第20条ただし書きに規定する財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）によるものとする。

- 2 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ所長等の承認を受けなければならない。

(証拠書類の保存)

第13条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

- 2 前項に定めるもののほか、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（様式第9号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出方法等)

第14条 この要項により提出する書類については、電子申請・届出システムによる提出を原則とするが、紙による提出もできるものとする。

- 2 紙により提出する書類の部数は、正本1部とする。

付 則

この要項は、令和8年4月6日から施行する。

別表（第2条、第6条）

事業区分	補助対象事業	事業主体	補助対象経費	補助率等	重要な変更
1. 大規模・中高層建築物の木造化	県産木材を使用した市町村又は民間施設（大規模建築物又は中高層建築物）の木造化	民間法人、茨城県内の市町村	建築物の木造化に要する経費	1/2以内 補助金上限 50,000千円/施設	補助対象事業費の20%を超える減
2. 建築物の木造化・木質化	県産木材を使用した民間施設の木造化・木質化	民間法人	建築物の木造化・木質化に要する経費	1/2以内 補助金上限 10,000千円/施設	同上
3. 木製品の導入	県産木材で製造した木製品の導入	学校法人、社会福祉法人及びその他法人	木製品の導入に要する経費	1/2以内 補助金上限 3,000千円/施設	同上
4. 住宅用木材生産・流通体制の構築	住宅用県産木材の生産・流通体制の構築	茨城県木材協同組合連合会	・住宅用県産木材の生産・流通体制を構築しようとするチームへの助成に要する経費 ・上記に係る事務経費	定額	同上

補助対象事業、事業主体及び補助対象経費の詳細については、別に定める。

殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付申請書

令和8年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく、いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項第3条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 事業の内容等及び経費の配分等（別紙1）
- 3 収支予算書（別紙2）
- 4 補助金の受領方法
 - (1) 直接払
 - (2) 隔地払
 - (3) 口座振替払

振込先銀行	銀行	支店
預金種目	1 普通	2 当座 3 その他
口座番号		
フリガナ 口座名義		

(別紙1)

事業の内容等

事業区分	事業内容	事業期間

注1 事業区分には、「大規模・中高層建築物の木造化」、「建築物の木造化・木質化」、「木製品の導入」及び「住宅用木材生産・流通体制の構築」のいずれかを記入すること。

注2 事業内容には、建築物（木製品）の種類、名称及び数量などを記入すること。

経費の配分等

1 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額等

事業主体の分類	市町村等	課税事業者	簡易課税事業者	非課税事業者	未定
仕入れに係る	確定	未確定	報告不要		
消費税等相当額	※確定の場合（ 円）				
	※未確定の場合（確定予定時期 年 月）				

※1 事業主体の分類のうち、市町村及び課税事業者以外については、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書の写し（簡易課税事業者）若しくは課税売り上げ高が1,000万円以下であることが確認できる書類（非課税事業者）を添付すること。

※2 仕入れに係る消費税等相当額について、市町村等は「報告不要」とする。

2 経費の配分

事業区分	事業費				備考
	県補助金	他事業補助金 (国・その他)	事業主体負担金	計	
	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(別紙2)

収 支 予 算 書

1 歳入（収入）の部

区 分	予 算 額	積 算 基 礎	備 考
県 補 助 金	円		
他事業補助金 (国・その他)	円		
事業主体負担分	円		
計	円		

2 歳出（支出）の部

区 分	予 算 額	積 算 基 礎	備 考
	円		
計	円		

様式第2号の1（第4条）

【大規模・中高層建築物の木造化用】

番 号
年 月 日

殿

茨城県知事
(茨城県 農林事務所長)

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 事業区分

2 補助金額

円

3 補助事業の内容

4 補助条件

ア 茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項及びいばらき木づかいチャレンジ事業（大規模・中高層建築物の木造化）実施要領を遵守すること。

イ 補助事業の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長（茨城県外で実施する事業については知事）に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付

の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

カ 規則第20条ただし書きに規定する財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）によるものとする。

キ 処分制限期間内において、オに定める取得財産等は、所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を得て取得財産等の処分をすることにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

ク 処分制限期間内において、事業主体が補助金交付の目的を達成することができなくなった場合は、速やかに所長（茨城県外で実施する事業については知事）に協議し、その指示に従って取得財産等の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を納付させることがある。

ケ 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

また、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（様式第9号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

様式第2号の2（第4条）

【建築物の木造化・木質化及び木製品の導入用】

番 号
年 月 日

殿

茨城県 農林事務所長

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 事業区分

2 補助金額

円

3 補助事業の内容

4 補助条件

ア 茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項及びいばらき木づかいチャレンジ事業（建築物の木造化・木質化及び木製品の導入）実施要領を遵守すること。

イ 補助事業の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに所長（茨城県外で実施する事業については知事）に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

カ 規則第20条ただし書きに規定する財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号）別表で定める期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）によるものとする。

キ 処分制限期間内において、オに定める取得財産等は、所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に所長（茨城県外で実施する事業については知事）の承認を得て取得財産等の処分をすることにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

ク 処分制限期間内において、事業主体が補助金交付の目的を達成することができなくなった場合は、速やかに所長（茨城県外で実施する事業については知事）に協議し、その指示に従って取得財産等の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を納付させることがある。

ケ 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

また、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（様式第9号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

様式第2号の3（第4条）

【住宅用木材生産・流通体制の構築用】

番 号
年 月 日

茨城県木材協同組合連合会長 殿

茨城県知事

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

1 事業区分

2 補助金額 円

3 補助事業の内容

4 補助条件

ア 茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項及びいばらき木づかいチャレンジ事業（住宅用木材生産・流通体制の構築）実施要領を遵守すること。

イ 補助事業の重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

様式第3号（第6条）

番 号
年 月 日

殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項第6条の規定により申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容

※交付申請書の別紙1に、当初を下段、変更後を上段に記載したものを添付すること。

様式第4号（第7条）

番 号
年 月 日

殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金について、下記により事業を中止（廃止）したいので、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項第7条第1項の規定により申請します。

記

1 事業区分

2 既補助金交付決定額 円

3 中止（廃止）の理由

様式第5号（第8条）

番 号
年 月 日

殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金概算払申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金について、下記のとおり概算払いされたく、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項第8条第2項の規定により申請します。

記

1 事業区分

2 補助金交付決定額 円

3 概算払申請額 円

4 概算払いを必要とする理由

※月別所要見込額を記載した書面を添付すること。

殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 事業区分
- 2 事業の内容等及び経費の配分等（別紙1）
- 3 収支精算書（別紙2）
- 4 補助金の受領方法
 - (1) 直接払
 - (2) 隔地払
 - (3) 口座振替払

振 込 先 銀 行	銀行	支店
預 金 種 目	1 普 通	2 当 座 3 その他
口 座 番 号		
フリガナ 口 座 名 義		

(別紙1)

事業の内容等

事業区分	事業内容	事業期間

注1 事業区分には、「大規模・中高層建築物の木造化」、「建築物の木造化・木質化」、「木製品の導入」及び「住宅用木材生産・流通体制の構築」のいずれかを記入すること。

注2 事業内容には、建築物（木製品）の種類、名称及び数量などを記入すること。

経費の配分等

1 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額等

事業主体の分類	市町村等	課税事業者	簡易課税事業者	非課税事業者	未定
仕入れに係る	確定	未確定	報告不要		
消費税等相当額	※確定の場合（ 円）				
	※未確定の場合（確定予定時期 年 月）				

※1 事業主体の分類のうち、市町村及び課税事業者以外については、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書の写し（簡易課税事業者）若しくは課税売り上げ高が1,000万円以下であることが確認できる書類（非課税事業者）を添付すること。

※2 仕入れに係る消費税等相当額について、市町村等は「報告不要」とする。

2 経費の配分

事業区分	事業費				備考
	県補助金	他事業補助金 (国・その他)	事業主体負担金	計	
	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

(別紙2)

収 支 精 算 書

1 歳入（収入）の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
他事業補助金 (国・その他)	円	円	円	
事業主体負担分	円	円	円	
計	円	円	円	

2 歳出（支出）の部

区 分	予 算 額	精 算 額	差 引 増 減	備 考
	円	円	円	
計	円	円	円	

様式第7号（第9条）

番 号
年 月 日

殿

住 所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名

令和8年度消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金について、令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 茨城県補助金等交付規則第14条に基づく確定額
（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 円 |

※) その他参考になる資料を添付すること。

様式第8号（第10条）

番 号
年 月 日

殿

（茨 城 県）

令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第14条及び令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金交付要項第10条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 令和8年度いばらき木づかいチャレンジ事業
- 2 事業区分
- 3 補助金の確定額 円

財 産 管 理 台 帳

事業主体名 _____

所在市町村名		事業実施年度		令和 年度		補助事業名						処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容			工期		経費の配分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容			
	事業主体	工種 構造 施設 区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象 経費	負担区分							
									国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他				
	合計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

- 注：1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。